

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会 令和3年大市教委第1970号に関する部会会議 議事要旨

1 日 時

令和3年8月31日（火曜日）午後3時から午後5時まで

2 場 所

大阪市役所P1階（屋上）会議室

3 出席者

<委員>

野澤部会長、安藤部会長代理、笹倉委員、柳本委員

<専門委員>

皆藤専門委員

<事務局（教育委員会）>

川本総務部長、橋本連絡調整担当課長、東川総務課長代理

4 議 題

- (1) 運営要綱の策定について
- (2) 調査審議計画及び調査手法の検討について

5 議事要旨

橋本課長：それでは只今から、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会、令和3年大市教委第1970号に関する部会、第1回会議を開催いたします。本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます教育委員会事務局の総務部連絡調整担当課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。尚、本日は事前に部会長のご了解のもと、ウェブ会議との併用で進めさせていただいております。この第三者委員会は、本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査や、その結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。本部会につきましては、令和3年8月25日付けで教育委員会から第三者委員会へ諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付けで第三者委員会の委員長により設置されたものでございます。本日は、本部会の第1回の会議

となりますが、まず、部会委員の皆様と本事案の調査審議に加わっていただく専門委員の方をご紹介させていただいた後、本部会の運営要綱の策定について、ご議論いただきたいと思います。その後、本事案の調査審議計画や調査手法等について、ご議論いただく予定としております。尚、事案の調査審議を行うにあたりましては、当事者の個人情報等を取り扱うこととなりますが、資料7にあるんですけども、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、本部会につきましても個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要がございます。そのため、本日の会議におきましても委員の皆様の判断に基づきまして、ある時点から非公開とせざるを得ないと考えておりますので、本日傍聴にお越しの皆様におかれましては、途中でご退室いただくことを予めご了承くださいと思います。よろしく願いいたします。それでは、部会長をはじめ、委員及び専門委員の皆様のお名前をご紹介させていただきます。恐れ入りますが、ウェブ会議のご参加となっております方はお名前紹介しました折に挙手をお願いしたいと思います。まず、野澤健部会長です。

野澤部会長：野澤です。よろしく願いいたします。

橋本課長：続きまして、安藤麻紀委員です。

安藤部会長代理：安藤です。よろしく願いします。

橋本課長：続きまして、笹倉千佳弘委員です。

笹倉委員：笹倉です。よろしく願いします。

橋本課長：続きまして、柳本千恵委員です。

柳本委員：柳本です。よろしく願いいたします。

橋本課長：続きまして、皆藤希専門委員です。

皆藤専門委員：皆藤です。よろしく願いします。

橋本課長：ありがとうございます。尚、本部会の部会長につきましては、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第6条第3項の規定に基づきまして、令和3年8月25日付けで第三者委員会の藤木邦顕委員長によりまして、野澤健委員が指名されておりますので、この場でご報告を申し上げたいと思います。また、部会長代理につきましては、予め野澤部会長によりまして安藤委員が指名されておりますこと、併せてご報告をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは続きまして、会議の開催にあたりまして、総務部長の川本よりご挨拶を申し上げたいと思います。

川本部長：皆様、こんにちは。総務部長の川本です。本日は、たいへん皆様ご多用の折、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。そして何より、

本市の学校におけるいじめ対策の第三者委員会の委員、または専門委員としてご協力いただきますことに感謝申し上げます。どうもありがとうございます。大阪市教育委員会におきましては、平成 27 年 8 月に大阪市いじめ対策基本方針を策定いたしまして、この令和 3 年 4 月に一部改正をいたしまして、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の重大事態が発生した際には、第三者委員会による初動調査を行うということで新たに規定をしております。今回の事案につきましても、既に初動調査を実施いただいたところでございますけれども、被害児童の保護者様より詳細調査の実施のご要望、ご希望がございましたことから、本部会を設置いただくことになったものでございます。皆様方より専門的な見地からのご意見を賜りまして、調査審議いただきます事案への適切な対応はもちろん、今後の学校、教育委員会の対応につきましても改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上、簡単ではございますが、今後、有益なご議論をいただきまして、いじめ対策について、さらに推進できますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

橋本課長：それでは、議事に移ってまいります。本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則の第 6 条 4 項により、部会長が行うこととされております。それでは、恐れ入りますが議事の進行の前に、野澤部会長から一言お願いしたいと思います。

野澤部会長：弁護士の野澤と申します。本部会の部会長を仰せつかることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。私はこれまで京都府の第三者委員会等々に関与してまいりました。この部会もそうなんですけれども、こういった第三者委員会については弁護士であったり、臨床心理士の先生であったり、教育関係の専門家の方であったり、そういった多種多様な業種が集まって議論するというのが、一つの大きな特徴ではないかと思っております。こういったそれぞれ出身の違う者が議論をしていくということになりますと、やはり考え方の違い等もある程度出てくる部分もあるかと思えます。そういったところをすり合わせていくことによって、より良い結論に繋がるということがありますので、ぜひ、本部会の部会員の方におかれましても、忌憚なく意見交換をしていけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、そういった議論を通じまして、被害者の方に寄り添いつつ、尚且つ学校の関係者の方にも納得していただけるような結論を導いていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

橋本課長：ありがとうございました。それでは、これからの議事進行は野澤部会長に

お願いしたいと存じます。お願いいたします。

野澤部会長：はい。それでは、審議の方に入らせていただきます。まず、議題（１）運営要綱の策定についてです。これについては、これまでに設置された部会の運営要綱を参考に、事務局の方で案を作成していただいているようですので、その内容についてご説明いただけますでしょうか。

東川課長代理：失礼します。総務課長代理の東川と申します。本部会の運営要綱案をご説明いたします。資料５をご覧ください。これまで設置された部会の運営要綱と基本的に同じ内容で作成しております。まず、第１条におきまして、本要綱の趣旨を定めています。次に、第２条におきまして、大阪市教育局委員会からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めています。第３条におきまして、ウェブ会議の方法による会議の開催について定めております。第４条では、会議の招集に関する手続きについて定めております。第５条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要な手続きにつきまして定めております。第６条では議事の進行について、第７条で関係者の出席、第８条で調査の実施、第９条で議事録の作成について定めております。第１０条において、部会は調査審議を終えた場合、その結果を報告書としてとりまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしております。第１１条では、守秘義務を規定しております。第１２条では、委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しております。第１３条では、本要綱に定めること以外に部会の運営に関し、必要な事項が生じた場合について定めております。説明は以上でございます。

野澤部会長：はい。ありがとうございます。委員の皆様から今のご説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。笹倉先生も大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。特にご異議等ないようですので、只今ご説明いただきました事務局からお示しいただいた運営要綱案を採択するということにして、本部会の運営要綱といたします。今、採択した運営要綱の中に、部会の公開についての規定がございましたが、全部会共通のその傍聴要領について、事務局の方から簡単にご説明いただけますでしょうか。

東川課長代理：はい。そうしましたら、本委員会の傍聴要領につきましてご説明させていただきます。資料の６をご覧ください。先ほど策定いただきました運営要綱第５条におきまして、本部会は個人情報を取り扱う場合を除き、原則公開することとしております。資料６の傍聴要領は、一定のルールのもとで市民の皆様が傍聴していただくというもので、第１項におきまして傍聴にあたっての手続き、第２項におきましては傍聴者の遵守事項、第３項

におきまして会議の秩序維持といった、一般的なものを規定してございます。簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。

野澤部会長：はい。ありがとうございました。では、議題1については以上となりますので、議題の（２）調査審議計画及び調査手法の検討についてに進み、調査対象事案の審議に入っていきたいと思います。まず、今後の調査審議計画について議論をしていきたいと考えますが、事案の内容を踏まえて検討をしていくということになり、個人の情報を扱うということになりますので、資料の7の審議会等の設置及び運営に関する指針の2ページ目、第7の1の（１）のアに該当するということになるかと思っています。よって、只今より部会の審議を非公開の扱いとさせていただきたいと考えますけれども、ご異議などございましたら挙手をお願いしますでしょうか。よろしいですか。では、ご異議がないということですので、今日の審議について非公開ということにさせていただきます。傍聴及び報道関係者の皆様、恐縮ですがご退室をお願いいたします。

（傍聴者及び報道関係者退出）

- ・ 初動調査結果の報告を行った。
- ・ 調査審議計画及び調査手法について検討を行った。
- ・ 今後のスケジュールについて検討を行った。